

文化期秋田藩能代木山における林政改革の展開

——林政執行体制の整備を中心にして——

芳賀和樹

はじめに

- 一 能代木山における林政改革への着手
- (一) 能代木山と一九世紀の林政改革
- (二) 木山方への移管と改革への着手
- 二 能代木山役所の役人配置
- 三 木山方吟味役による改革案の献策
- (一) 能代木山役所の普請
- (二) 勘定方式の刷新と効率化
- (三) 大館周辺への拠座設置
- (四) 森林資源の集約的利用

(二) 介川東馬の「下筋木山巡山」

(二) 大館逗留中における改革の差配

(三) 能代逗留中における改革の差配

七 能代木山における林政執行体制の整備

(二) 能代木山役所の完成と物書の役割

(二) 大館御材木場役所の新設と役人の増員

おわりに

はじめに

- 四 献策に基づく家老への改革案上申
 - 五 改革執行を担う役人の職務と役割
 - (一) 勘定方式の刷新と御材木役
 - (二) 「徒」の抑止と大館林取立役加勢
 - 六 木山掛奉行介川東馬による改革の現地差配
- 本稿の目的は、秋田藩が文化期（一八〇四～一八）以降領内全体を対象に実施し、藩林政最大の画期となつた一九世紀の林政改革が、藩営用材林の「能代木山」において、どのように進められたのかを解明することである。六郡から成る秋田藩領は、上筋（仙北筋）と呼ばれる南部三郡と下筋と呼ばれる北部三郡に分けられ（図1）、藩の森林資源利用にも大きく三つの地

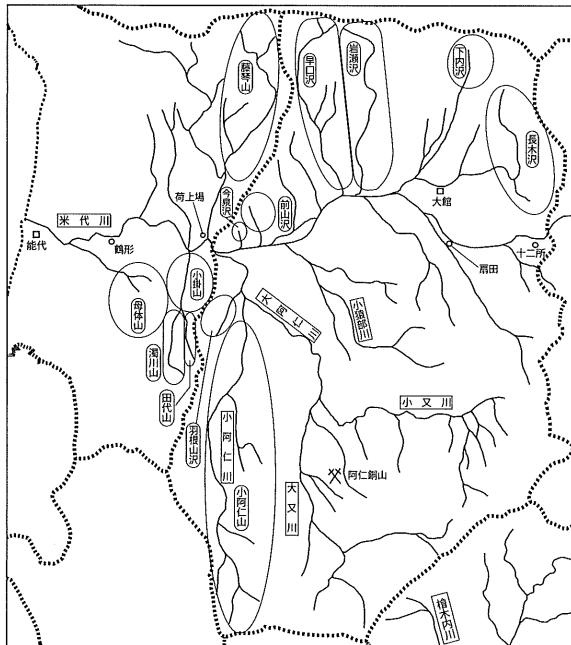


図2 能代木山と周辺地域の概略図

出典：沢田和博「秋田林業技術史」(日本林業技術協会編「林業技術史 第2巻 地方林業編下」日本林業技術協会、1976年)、257頁の第1図と、国土地理院発行、陸地測量部輯製二十万分一図「弘前」(明治22年 輯製版出版)、「秋田」(明治23年輿製版出版)などより作成。

註：河川の名称は長方形、山の名称は橢円で示した。

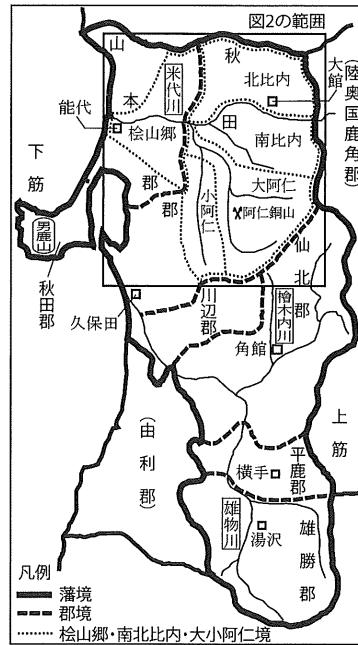


図1 秋田藩領の概略図

出典：秋田県編『秋田県林業史 上巻』(秋田県、1973年)、104頁の図に加筆修正して作成。

註：河川の名称は長方形、山の名称は橢円で示す。

域性があった。そのうち上筋の山林では、雄物川中流域(図1)に広がる水田地帯を支えるために水源涵養機能が期待され、利用が極力制限された「水野目林」が各地で保護・育成された⁽¹⁾。また、下筋のうち米代川支流の大阿仁・小阿仁・小猿部川流域(図2)を中心とする山林では、「銅山掛山」と称される藩営林が設定され、阿仁銅山向けの林産物、とりわけ「雜木」と呼ばれる落葉広葉樹を原料とした炭が大量に生産された⁽²⁾。そして本稿が取り上げる能代木山は、下筋の米代川流域と男鹿半島(図1・2)に所存した藩営林であり、史料上「青木」と記される針葉樹、特に良質な杉を豊富に擁していたため、江戸時代初期から主要な材木・小羽生産地として領内の用材需要に応えるとともに、領外への売却を通じて藩財政を潤してきた。したがつて能代木山は、秋田藩における用材林の林政・林業について検討する場合、最も重要な分析対象なのである。

秋田藩の林政・林業史は、月居忠熙氏⁽⁴⁾や服部希信氏⁽⁵⁾らによつて比較的早
期から解説が進められた。そのなかでも高く評価すべきなのが、昭和一四
年（一九三九）に刊行された岩崎直人氏の研究⁽⁶⁾である。岩崎氏は、林学の立
場から森林資源利用の地域性を踏まえつつ藩林政の展開を概説し、特に能
代木山における用材林の管理・保護制度と、針葉樹・落葉広葉樹の具体的
な利用・生育状況を丹念に明らかにして、森林資源の変遷を詳細に論じ
た。しかし岩崎氏の研究は、森林資源の変遷とその要因を長期的に解明す
ることを通じて、「将来」の森林經營方法を提示するのが目的であつたた
め、能代木山における林政の展開、とりわけ藩林政最大の画期となつた

戦後の研究では、村井英夫氏と高橋秀夫氏の研究や『秋田県史 第二卷近世編上』⁽⁸⁾・『秋田県史 第三卷 近世編下』⁽⁹⁾・『秋田県林業史 上巻』⁽¹⁰⁾によつて、

一七世紀初期における森林資源の大量消費と一七世紀後半からの禁伐政策、一八世紀における植林政策の開始と正徳期（一七一一～一六）・宝曆期（一七五一～六四）・寛政期（一八〇四～一八）の三度にわたる林政改革の展開が一定程度明らかとなり、一九世紀の林政改革についても方向性が整理された。しかし、これらの研究では岩崎氏の成果が充分に検討・継承されておらず、一部地域の事例をもつて藩領全体の林政が論じられる傾向もあり、杉が主な検討対象であるにもかかわらず、能代木山における林政・林業が充分に追究されることはなかつた。⁽¹⁾ そうしたなかで、能代木山と米代川河口に位置する能代町の林政・林業を取り上げた『能代木材産業史』⁽²⁾は重要であるが、一九世紀の林政改革については主に藩領全体の動向を示して、能代木山の改革内容にはほとんど言及していない。つまり従来の研究では、森林資源利用の地域性が必ずしも重視されなかつたために、能代木山の林政・林業史も、充分に解明されてこなかつたわけである。⁽³⁾

以上の研究動向に対し、先に筆者は森林資源利用の地域性と藩林政の多様性を考慮しつつ、能代木山における一九世紀の林政改革がどのように着手されたのかを検討した。⁽⁴⁾ そこで第一章では、まず右の検討で得られた知見を整理し、本稿の具体的課題を提示することからはじめたい。

なお、本稿で用いた史料は、「能代木山方以来覚」⁽⁵⁾と「介川東馬日記」⁽⁶⁾である。前者は能代木山の林政関係史料を編集したもので、文政二二年（一八二九）頃の成立と推定される。後者の著者介川東馬は、文化七年に財政を司る財用奉行となり、木山方と呼ばれる林政担当部局の長官として、能代木山の林政改革を主導した一人である。⁽⁷⁾ 両史料を補完的に用いることで、能代木山における一九世紀の林政改革が具体的に明らかとなる。

（二）能代木山と一九世紀の林政改革

本稿が分析対象とする能代木山の林政は、江戸時代初頭から能代町に置かれた城代が担当してきた。この城代は、のちに能代奉行と称されるようになり、能代木山が寛政九年（一七九七）に郡奉行へ移管されるまで、能代木山の林政を長期にわたって遂行した。⁽⁸⁾ また、能代奉行の下に編成された能代下代は、柵出しから材木の移出に至るまでの全過程に関わりを持つ実務担当者として、特に重要な役割を担っていた。⁽⁹⁾ このほか、能代木山における「徒」⁽¹⁰⁾や野火の取り締まり、植林の奨励などにあたつた御山守も、林政遂行に不可欠な存在であった。⁽¹¹⁾

こうした能代木山の林政に大きな変化が訪れたのは、寛政九年における能代木山の郡奉行移管である。宝曆～天明期（一七五一～八九）の凶作を背景に、離農による手余り地増大と、それに伴う在地構造の変容が、藩政の対応すべき重要課題となつた寛政期には、郡奉行を中心に農村支配体制が再編され、農民撫育や備荒貯蓄などの「仁政」が執行された。⁽¹²⁾ この際、農村復興という目的に応じて、能代木山を含む領内ほとんどの山林が郡奉行へ移管され、從来百姓の利用を制限してきた藩営林が、しばしば村々の利用に供されたのである。⁽¹³⁾ この寛政期における郡奉行への領内林政一元化は、藩が村方の相続と森林資源の密接な結び付きを明確に認識し、具体的な政策として打ち出した点で重要な意義を持つ。⁽¹⁴⁾ しかし郡奉行による能代木山の林政は、藩営林の提供などによる森林資源の減少や、眼前の利益を追求

した乱伐などによつて問題視され、五年後の享和二年（一八〇二）、能代木山は再び能代奉行の支配に復された。⁽²⁵⁾一七世紀初頭から、用材林として領内需要に応えるとともに、藩財政を潤してきた能代木山の林政は、超長期的視野を必要とする森林経営の特質ともあいまつて、郡奉行では充分に遂行できなかつたと考えられる。

一方で上筋を中心とする山林は、引き続き郡奉行が支配していたが、同じく郡奉行の林政によつて森林資源が減少したという理由から、文化二年（一八〇五）には木山方へ移管されて、一九世紀の林政改革が開始された。⁽²⁶⁾木山方は、勘定奉行と財用奉行のうち数人が木山掛奉行として長官を勤めた。木山政担当部局であり、次官に該当する木山方吟味役の下に林取立役・林取立役加勢などを編成して、末端には御山守を配置した。本改革では、藩財政への寄与や村方の相続援助、洪水・渴水の防備による田畠の維持などを目的に、藩営林を含む領内森林資源の保護・育成が強力に推進され、多様な政策が採用された。郡奉行による寛政期の林政改革は、完全に否定されたわけではなく、森林資源は村方の相続に不可欠であるという認識と、それに基づく諸政策として継承されたと考えられる。

また、一九世紀の林政改革で特に画期的であったのは、従来森林資源の地域性に合わせて個別に遂行されてきた領内林政の統一的把握が実現され、木山方を中心とする林政機構が整備されたことである。寛政期の林政改革では、郡奉行への領内林政一元化が図られたものの、数年で破綻して成功しなかつた。しかし一九世紀の林政改革では、木山方による領内林政の掌握が進められ、天保二年（一八三二）には領内の山林が統一的に把握されるに至る。その端緒が、文化七年における能代木山の木山方移管と、林政改革への着手であった。

（二）木山方への移管と改革への着手

文化七年（一八一〇）一〇月二〇日、藩は能代木山の木山方移管を決定し、林政改革の遂行を木山掛奉行である勘定奉行の金易右衛門と伊藤直記、財用奉行の介川東馬の三人に命じた。⁽²⁷⁾しかし、能代木山の林政・林業は長期にわたつて能代奉行と能代下代が担当してきたため、従来の林政・林業に関する情報は、家老や勘定奉行・財用奉行という当時の藩中枢に充分蓄積されていなかつた。そのため、金・伊藤・介川は改革にあたつて事前調査が不可欠と考え、木山方吟味役の小野崎又兵衛を能代へと派遣した。

こうして慎重に改革を進める一方で、移管後間もなく林取立役の能代木

山派遣が決定され、従来重要な役割を担つてきた能代下代と御山守の処遇が検討された。能代下代の職務に山中における袖出しの監督があつたが、当初は林取立役の派遣に伴い、能代下代は監督を停止させて下山させる方針であった。しかし再検討の結果、山中での差配は勿論、麓村・御山守の指揮や「徒」などの処理は林取立役のみが取り扱うが、能代下代は山ごとに一人だけを残すので、特に材木の流送時期が遅れないよう従来通り手配することが命じられた。能代下代が全員下山させられなかつた理由には、能代木山の袖出しを熟知した彼らの能力を利用する意図もあつたと考えられる。また、御山守については林取立役の支配に移され、「徒」の抑止や苗木の育成などを心掛けて森林資源を繁茂させるよう求められた。

同一二月になると、能代木山の調査に派遣されていた小野崎が、三七か条に及ぶ報告書を提出した。報告書は、調査結果に小野崎の改革案が付された詳細なものである。その要点は、①森林資源が減少して「番山繩」を

計画通りに実施できていないため、迫つて番山縦を再編すべきこと、②従

來の藩營材木・小羽生産の請負方法と、抽出しから払い下げまでの概要、

③従来の能代下代と御山守の処遇、④「徒」は従来通り有用な山林のみ厳しく吟味して「端々」は概ね吟味するに留め、「末木」を与えるなど村方の需要を充足しつつ取り締まるべきこと、⑤能代町へ能代木山役所を新設すべきことの五点であった。特に重要なのは⑤であり、小野崎は以後臨時の処理事項も種々あるはずであるが、逐一久保田へ報告するのは非効率で林政を充分に遂行できないとの認識から、能代町へ能代木山役所を新設して諸役人を配置すべきであると主張したのである。

小野崎の報告は、能代木山における林政改革の前提となつた。同三日以降、報告を踏まえた金・伊藤・介川は、改革案を議論して能代奉行へも「懸合」・「内評」^(談カ)を繰り返し、同一八日に家老へ上申した。同日家老に承認された内容に基づき、同二〇日には能代木山の改革内容を初めて体系的に記した書付が、木山掛奉行より家老へ提出された。本書付の内容は、材木・小羽の「沖払」・「地払」は木山方が担当する(第一条、能代奉行所諸経費は毎年木山方から支給する(第二条)といった職務移管に伴う基本事項であり、改革の具体的な内容までは充分に踏み込んでいない。さらに一二月中には、決定された改革内容が能代奉行へ申し渡されているが、それは同二〇日に提出された書付に加除修正を施したものである。⁽³²⁾ 実際の林政執行に必要な内容が具體化されてくるのは、翌九年二月頃からであった。

よつて次章以降では、職務移管に伴う基本事項の決定を前提に具體化されてくる改革内容について、特に能代木山における林政執行体制の整備を中心いて解説する。なお本稿では、改革内容が具體化される過程を可能な限り詳述する。これは改革の主体を「藩」という表現に埋没させず、家老及

び木山方における政策決定過程を重視するためである。

二 能代木山役所の役人配置

本章では、能代木山の木山方移管と林政改革への着手によって新設が決定された、能代木山役所の役人配置について検討する。

まず、文化七年(一八一〇)一二月二〇日、木山掛奉行から家老へ提出された先述の書付によれば、「御材木場之内へ役所建置、吟味役壱人も交代為相詰、御材木役武人、能代給人之内被仰付、右物書武人下代之内申付、外ニ吟味役物書壱人同深申付候事」とあるように、能代木山役所には木山方の次官である木山方吟味役一人が交替で詰め、ほかに御材木役二人、御材木役物書二人、木山方吟味役物書一人が選出・任命されて詰めることが決定していた。御材木役とは、第五章で詳述するように、主に材木・小羽などの「請払」、つまり買い上げ・払い下げの業務と、それに関わる勘定の取り纏めを担当する役職であった。御材木役物書と木山方吟味役物書は、それぞれ御材木役と木山方吟味役に附属された書類作成役と考えられる。翌八年二月二日になると、能代木山役所に配置される役人が具体的に選出・決定された。⁽³⁵⁾ まず御材木役には、能代配属の給人である能代給人のうちから、益子精一郎と鈴木直之丞が任命された。合力はまだ決定されていなかつたが、御材木役任命にあたつて「御用」があるため、早々久保田へ出府するよう申し渡された。

次に御材木役物書には、能代下代から金沢龜太郎と宇野万三郎が任命された。合力は同じく決定されていなかつたが、職務内容については木山方へ伺い出るよう定められていた。

さらに木山方吟味役物書には、同じく能代下代のうちから宇野礼藏(勇藏)が任命された。^{〔36〕}同様に合力は決定されておらず、職務内容については木山方へ伺い出ることが定められていた。

ここで重要視したいのは、能代木山役所へ役人を配置するにあたり、長年にわたつて能代木山における林政・林業の実務を担当してきた能代下代が活用されている点である。先述した査出しの監督の例とも考え合わせると、能代下代が御材木役物書・木山方吟味役物書として登用された背景には、彼らに蓄積された専門的な知識や経験、技能を利用する意図があつたと考えられる。

三 木山方吟味役による改革案の献策

前章のよう、能代木山役所の設置準備が進められるなか、文化八年（一八一〇）二月には、木山方吟味役が、能代木山の林政改革に關する三三か条の伺書を提出した。^{〔37〕}宛先は明示されていないが、木山掛奉行であると考えられる。この伺書は、従来の林政・林業を踏まえた改革案が具体的に記されたものであり、結論を急ぐならば、以後の林政改革の前提となつた点で重要な意義を持つ。伺書の内容を整理した表1によれば、その要点は、①能代木山役所の普請、②勘定方式の刷新と効率化、③大館周辺への拠座設置、④森林資源の集約的利用の四点である。本章では、①～④の内容ごとに検討を加えていく。

26	下筋全体、特に麓村では、檜火縄や松明を用いてるので厳禁されたい。上筋で使用を禁じて以來、檜や藤・葡萄の蔓などで代用している。
27	払い下げ以外の杉皮使用は厳禁であるが、麓村などに使用する者がいるようなので厳禁されたい。
28	南北比内・大小阿仁の麓村では「柵家」が多いため、「徒」による木品の売買が止まない。よって、今後新規に家作する際には萱葺・小耗葺にして「柵家」は禁止する。家作する者が植立林を持たない場合には、事前に願い出れば材木・小耗小羽を渡すので、家作完了後には役人の見分を受けるよう、郡方より命じられたい。
29	能代川上の村々へ渡船を作製して渡す際や、男鹿の村々へ漁船製造用の材木を与えて完成した際には、林取立役を派遣して焼印を打ちたい。この焼印を2つ作製されたい。
30	柵入りする者や、雑木を伐採するために登山する者へ渡されていた「板焼印」を引き上げ、木山方の「板焼印」を渡したい。よって、郡奉行から村々へ命じられ、所持している「板焼印」の目的と枚数を書き上げさせたい。
31	能代木山役所へ、御用判を1つ作成して渡されたい。
32	旧年申し上げた通り、御山守共が御用で能代へ参上した際には、従来通り賄いを下されたい。
33	御山守が御直山で「徒」に及んだ者を取り押さえ、能代へ召し連れた際、従来は能代方吟味役が吟味して口書を差し添え、お伺いの上で久保田へ連行したという。今後もこのように取り扱いたい。吟味中は、「徒」に及んだ者を能代の「揚屋」へ収容するよう、能代奉行へ掛け合われたい。

出典：「役所立方、御材木請払勘定立并大館御払場取扱、其外柵入等之大略伺之事」（「能代木山方以来覚」1-3）
より作成。

表1 木山方吟味役の能代木山改革案(文化8年2月)

箇条	主な内容
1	能代木山役所の普請については、別紙絵図を差し上げる所以大木屋などへ見積もりを命じられたい。
2	能代木山役所普請用の諸材木については、今年木山方で出しする材木を用いると時機を逸する。よって、既に出しされている材木を能代方から借用するか、吉家を買い上げるかして、普請がはかどるようにしたい。
3	能代木山役所の諸雜費については、別紙で見積もりを申し上げる。
4	私共吟味役の能代木山役所詰め中の合力は、能代方吟味役(能代奉行支配下)と同様では差し支えもあるので、別紙で見積もりを申し上げる。能代は「一体之振合」が他所と異なるが、角館御材木場詰めに準じたものとしたい。
5	従来能代方で扱ってきた山本・秋田両郡における堰根・樋・橋の御普請材木や渡船拵方費用は別紙の通りである。
6	能代方における「古法」の勘定方式を改め、久保田における御材木売り払いの勘定方式に準じるべきである。
7	勘定の雛形を作成して御覧に入れる所以、二ノ丸勘定所へ問い合わせされたい。なお、御材木役へ命じられるべき趣旨を別紙で御覧に入れる。
8	材木・小羽の値段は、能代方支配中の払い下げ値段と郡奉行支配中の払い下げ値段、久保田御材木場の払い下げ値段を比較し、相応の値段を見積もるよう、樋口弁蔵や斎藤新兵衛などへ命じられたい。
9	大館や十二所、近村における材木・小羽の払い下げは、角館御材木場と同様に年中需要を満たせるようにすべきである。
10	上記の場合における「本入錢」(必要経費)の渡し方について。
11	大館諸細工人は、材料を総じて「徒」で弁用しているので、試みに細工人共の注文にしたがって伐出してもどうか。
12	林取立役によれば、能代木山の出し方は概して木山方による出し方などよりも取り締まられており、山子共も指示によく従うという。よって、山所の取り扱いはしばらく能代方の「旧法」に基づき、その「可否」が判明次第、取り捨てる事もあると考える。
13	能代木山は近年分外「伐尽」であるため、払い下げ方法も改めるべきである。山師から諸材木を買い上げる値段を久保田御材木場の場合と同様にし、それに準じた値段で払い下げるべきである。
14	「沖払」の寸甫などは、時宜にしたがって取り扱うべきである。
15	御注文以上の木を出しした場合には、山中へ捨て置いてきたというが、麓村や近村へ払い下げれば、「徒」を防ぐ一端にもなる。
16	木山の盛衰は全て出しの善惡による。御利益のみを求めては必ず後害がある。
17	今年小羽を出しする計画については、別紙で御覧に入れる。
18	出しの「御本錢」(必要経費)は、木山方に備えができるまで能代方より借用し、小羽・材木を払い下げ次第返済すべきである。
19	能代で御蔵元を命じるべきである。手代を1人差し出させ、払い下げ日に代錢を受け取らせたい。受け取る者が勞煩のないよう取り扱いたい。
20	払い下げ日は1か月に9度位と定められたい。
21	「沖出払」は、今年の払い下げの様子によって考え方を申し上げる。
22	木本米は御材木役が受け取り、時相場で直接能代方へ売り渡したい。
23	林取立役の合力をはじめ、為替取引などもあるので、久保田でも御蔵元を置くべきである。
24	植立などは、しばらく能代方の「旧法」にしたがい、追々廻山して実地見分の上、可否を申し上げる。
25	荷上場・鶴形両御番所へ林取立役合鑑を渡されたい。鶴形御番所では、林取立役の「送極印書付」と「木山方川下証拠表」に基づいて筏本数を調べ、林取立役の「送極印書付」は御番所へ留め置き、「木山方川下証拠表」は能代へ材木・小羽が到着した後に能代御材木場へ返上する。この「木山方川下証拠表」に基づいて御材木役が筏本数を調べ、寸間を「入置」いて材木・小羽を受け取り、勘定を取りまとめる際に川下げした材木・小羽の数量と引き合わせる。さらに御材木役は、鶴形御番人へ林取立役の「送極印書付」記載本数を問い合わせ、勘定を提出すれば、「鶴形切手帳」を勘定所へ提出するには及ばない。

(一) 能代木山役所の普請

伺書の冒頭には、能代木山役所の普請について記されている。まず第一条では、「御役所建方」について「絵図」を提出するので、大木屋などへ見積もりを命じるよう求められている。大木屋は、作事担当役人・大工・職人を包括した秋田藩の作事組織であり、⁽³⁸⁾「絵図」とは能代木山役所の設計図案を記したものと考えられる。

続く第二条は、普請用材の調達に関する内容である。木山方吟味役は、今年木山方で柾出し予定の材木を利用するに「時節後」になるので、既に柾出しがれている材木を能代方から借用するか、古家を買い上げるかして「御捨尺ヶ取候様ニ仕度」と、普請をはからせらるよう主張している。能代木山の林政改革を効率的に執行するため、能代木山役所の早期普請を目指していたことが窺われる。このほか、第三一条では能代木山役所で用いられる御用判の新規作製と支給を求めている。

(二) 勘定方式の刷新と効率化

伺書では、材木・小羽の「沖払」・「地払」を木山方が担当するにあたつて、勘定方式の刷新と効率化が訴えられている。まず第六条によれば、能代方における「請払」、つまり材木・小羽などの買い上げ・払い下げには、従来木品ごとに値段などを記した「御本圖帳」と呼ばれる帳面が用いられていた。しかし、「古代之御定ニ而當時之御払直段へ悉ク相当も不仕、且當時通用之銀目ニも無之候」とあるように、値段は「古代」の定めで現在

の払い下げ値段に相当せず、さらに現在通用の銀目でもなかった。このため、勘定の取り纏めが「混雜」して「難見解」、丁数も多くて数か月取り組まなければ「出来有之間敷」という状況であった。加えて、「請払」には基本的に錢を用いていながら、勘定の際には現在通用していない銀目で換算しており、木山方吟味役は、「是等之義、無用之勞煩」であると強く批判している。

そこで木山方吟味役は、こうした「古法」の勘定方式を改めて久保田における材木の払い下げ勘定方式に準じるべきであり、従来通りでは御材木役二人で毎月勘定を取り纏めるのは難しく、「私共」も毎年勘定を取り纏められないとして主張した。また第七条では、「御勘定立之義ハ雛形牒認、入御覽候間、何分之御取捨被成候而一ノ丸御勘定所へ御問合被成下度候、尚御材木役へ被仰渡大旨、別紙ニ認入御覽候」とあるように、新しい勘定方式の雛形案とともに、勘定担当の御材木役へ命じるべき「大旨」案も別紙で提出されていた。能代における勘定方式刷新の必要性は、先述した木山方吟味役小野崎又兵衛の報告書でも既に指摘されていた。⁽³⁹⁾しかし本伺書では、「古法」の問題点と改革案をより具体的に提示しており、勘定方式の刷新による材木・小羽「請払」業務の効率化が、林政改革における緊要の課題であったことが窺われる。

このほか第十九条では、勘定に関連して、能代における御藏元の任命が主張されている。能代における御藏元の役割は不明な点が多いが、小野崎の報告によれば、払い下げた材木・小羽代の収納など、金銭の出納を担当していたようであり、従来は村井久太郎と森多助が任命されていた。⁽⁴⁰⁾

(三) 大館周辺への払座設置

木山方吟味役による献策のなかでも特に重要であったのが、米代川上流に位置する大館周辺への払座の設置であった。まず、払座の必要性と概要が述べられた第九条を引用する。

〔史料1〕

一、大館・十二所并近村払材木・小羽、是迄於能代方御取扱之節、同巡回シ方之内より分置、日数相限、御下代罷越被払置候由ニ候得共、代錢繰合難渋之ため請取方之面々悉ク請取兼候ニ付、自然徒柵出之木品を以相弁候事ニ相聞得、御吟味も行届兼、往々御山御取立ニも相係り候間、角館同様年中事足り候様ニ御払被成置可然奉存候、右払方之義者同處へ取扱役人兩人被居置、柵本人共別段被分置御勘定仕、出方私共手元迄為指出取調之上見済、一紙御手前様方迄指上候事ニ而可然奉存候、右之姿ニ而能代方御勘定へ取纏候事ニ而ハ甚々指支之筋も可有之、且御入方も相増候故如此指考申上候、乍尔其人を御撰不被成候而者容易ニ御執行も相成間敷候間、何分御勘考被成下度奉存候、尚同處御勘定立籬形幟認入御覧候

本史料によれば、大館や十二所、近村における材木や小羽の払い下げは、従来日数を限定して能代下代が派遣され、実施されてきた。しかし、代錢の調達に難渋して払い下げを受けられない者ばかりで、自然と「徒」で弁用しており、森林資源を繁茂させるという林政改革の目的にも関わる状況であるという。そこで木山方吟味役は、「角館同様」に年中需要を満たせるよう払い下げるべきであり、払い下げにあたっては担当役人を二人置

き、勘定を能代とは別に取り纏めさせ、木山方吟味役が確認後、木山掛奉行へ報告するようにしたいと提案したのであった。担当役人については、人選を充分に考慮しなければ円滑な執行は困難であるとも主張された。同時に、勘定の雛形案も提出された。

本史料で、木山方吟味役が「角館同様」と述べているのは、角館御材木場を想定したことであろう。一九世紀の林政改革では、領内の重要な拠点に「御材木場」や「杉皮払座」などと呼ばれる機関が設置され、町や周辺村々に材木・小羽・杉皮などを払い下げて「徒」による密売買を抑止し、森林資源を保護・育成することが図られた。廻山などで取り締まるだけではなく、森林資源は村方の相続に不可欠であるという認識から、林産物需要に応える形で「徒」を抑止しようと考えたのである。角館御材木場は、文化五年（一八〇八）にいち早く設置された御材木場であり、当時は試験的なものであったが、翌六年には永続設置が決定された^{〔41〕}。木山方吟味役は、木山方による林政改革の一環として設置され、既に一定程度の成果を上げていたと考えられる角館御材木場を参考に、大館周辺への払座設置を提案したのであった。

こうした払座設置の背景となる「徒」の頻発理由については、第一一条で「大館諸細工人共」が、材料を概して「徒」で弁用しており、能代木山の吟味が行き届かないと指摘している。そこで木山方吟味役は、「細工人共注文申出ニ向ヘ今年被指出、御試可被成置候哉」と述べ、試みに細工人共の注文にしたがつて柵出しをしてはどうかと、「細工人共注文書」を添えて提案した。大館は従来から曲物などの細工物づくりで知られており、木山方吟味役は大館周辺における「徒」の大きな要因として、細工人が材料の払い下げを受けづらかった点があると考え、その需要を満たして

「徒」の抑止を図ろうとしたのであった。⁽⁴⁴⁾

(四) 森林資源の集約的利用

伺書では、森林資源の保護・育成策として、「徒」への対策だけでなく、藩営材木・小羽生産における森林資源の集約的利用も主張されている。まず、従来における藩営材木・小羽生産の問題点と改革案が端的に示された第一三條を引用する。

〔史料2〕

一、能代川上山廻之事ニ仕候而も近年分外伐尽ト申唱、隨而諸材木御
払方も先年之姿被相改候而可然、是迄納木之節、中木を撰出ト字付、
上木之三ヶ一引を以御買上、下木を撰捨ト字付、上木之半直段を以
御買上、御直段右準シ被払置候由ニ候得共、左様被成置候而者山師
共甚迷惑ニ相成候故、丸免末木等之分柵所ヘ捨置、其保朽捨ニ相成
候由、畢竟先年青木夥敷有之節之姿ニも可有之候得共、御山御いた
わり之御主意ニ有之間敷故、此表御材木場納之通上木・中疵・大疵
ト位付、直段引も左之通ニ被準置可然哉、杉長七尺、大サ壹尺角壹
本ニ付能代方御入付大体錢直し三百七拾三文位此中疵引八拾文同長
同大疵引百武拾文
式間、大サ五寸角壹本ニ付、御入付直段百九拾式文位此中疵引三拾文同大疵引四拾五文
右之通ニ被成置候ハ、山師共ニ分外迷惑も有之間敷、隨而可成丈取
出候ニ可相成、御払御割合も右ニ被準置候得ハ御損益ニ相係候筋も
有之間敷、尚木之無用ニ不取捨候様ニ附添林役へ被仰含候様ニ仕度
奉存候

本史料では、能代木山は近年分外「伐尽」であるため、諸材木の払い下

げ方も改めるべきとされる。従来、藩営材木生産を請け負った山師から材木を買い上げる際には、品質に応じて「上木」・「中木」・「下木」と位付け、「中木」は「撰出」と「字付」して「上木」の三分の二の値段で、「下木」は「撰捨」と「字付」して「上木」の半分の値段で買い上げ、払い下げてきた。しかし木山方吟味役は、本方式では山師が迷惑して末木（樹木の先の方）などを山中へ捨て置いて腐らせてしまうので、森林資源の保護という趣旨に反すると問題視する。そこで、久保田御材木場と同様に「上木」・「中疵」・「大疵」と位付け、値段引きも改めれば、山師共も分外迷惑せず、末木などからも可能な限り造材するようになると主張したのである。

表2には、従来の買い上げ値段と、木山方吟味役が改革案として例示した買い上げ値段、及びそれらの割合を整理した。本表によれば、寸法によつても異なるが、「中疵」は「中木」よりも約一・二割、「大疵」は「下

表2 諸材木買い上げ値段の改革例

材種 (寸法)	買い上げ値段(割合)	
	従来	改革案
杉角材 (長さ7尺 ・太さ1尺)	「上木」 373文位(100%)	「上木」 373文位(100%)
	「中木」 249文位 (67%)	「中疵」 293文位 (79%)
	「下木」 187文位 (50%)	「大疵」 253文位 (68%)
杉角材 (長さ2間 ・太さ5寸)	「上木」 192文位(100%)	「上木」 192文位(100%)
	「中木」 128文位 (67%)	「中疵」 162文位 (84%)
	「下木」 96文位 (50%)	「大疵」 147文位 (77%)

出典：「役所立方、御材木請払勘定立并大館御払場取扱、其外柵入等之大略伺之事」（「能代木山方來覚」1-3）より作成。

註：値段と割合は四捨五入した。

木」よりも約二一・三割高く買い上げられることになる。木山方吟味役は、従来の買い上げ値段では必要経費の方が高くなるため、山師は末木などの比較的低品質な部分から造材しようとしているが、表2のように「中疵」、「大疵」の買い上げ値段を値上げすれば、山師は末木からも造材するようになると考えたのである。そして、払い下げ値段も新しい買い上げ値段に準じれば損失にはならないとし、杣出しを監督する林取立役へも森林資源を浪費させないよう命じることを求めている。

さらに第一五条では、「先年より之仕形ニ而御注文木之外ニ候得ハ仮令木取致候而も其併山処へ捨置候由、短小羽・桶・樽等ニも夫々為指出、格別御利益無之候共麓近村へ被拏下候ハ、徒御取防キ之一端ニも可相成」とあるように、従来御注文以上の木を杣出しした場合には、そのまま山中へ捨て置いてきたというが、格別の利益にはならないものの、今後は短小羽・桶・樽などに加工して麓村や近村へ払い下げれば、「徒」を防ぐ一端にもなると述べている。森林資源の浪費と「徒」の双方を防ぐ、一挙両得の提案であった。

また同条では、「小羽・片板被入置候山処猥りに問込いたし、木之傷倒無之様ニ山子共へも申含候様ニ山師共へ被仰渡被指置候様ニ仕度奉存候」とあり、小羽・片板の杣出しでむやみに「問込」をしないよう山子へ申し含めることを、山師へ命じられたと訴えている。「問込」とは、立木の伐採にあたって極目の良いものを選択するため、鎌と呼ばれる手鋏の細く曲がったような道具であらかじめ傷をつける作業を指す。⁽⁴³⁾木山方吟味役は、この際に過大に傷を付け、立木を枯死させる可能性を憂慮し、むやみに「問込」をしないよう主張したのである。

このように木山方吟味役は、森林資源を浪費しないよう末木からも造材

するなど、森林資源の集約的利用を提案した。木山方吟味役は、第一六条で「木山之盛衰ハ全杣出之善悪ニより候事ニ而、御利益而已御覽被成候而者決而後害可有之奉存候」と述べるように、山林の盛衰は全て杣出しの善悪により、藩益のみを求めては必ず後害があると訴えたのである。

以上、木山方吟味役の伺書に基づき、能代木山に関する林政の課題と改革案について明らかにしてきた。この木山方吟味役による献策の意義については、第四章から第六章までの分析を通じて論じたい。

四 献策に基づく家老への改革案上申

本章では、前章で取り上げた木山方吟味役の伺書が、どのように改革内容へと反映されていくのかを、家老への改革案上申から検討する。文化八年（一八一）二月八日、木山掛奉行の金易右衛門・伊藤直記・介川東馬と木山方吟味役らは、木山方吟味役が提出した伺書に基づき、能代木山の改革案などについて申し合わせた。⁽⁴⁴⁾さらに同一日、介川は申し合わせた内容を家老小野崎庄九郎・岡本又太郎・疋田斎へと上申した。⁽⁴⁵⁾

上申の内容は、①従来の勘定方式は「一体甚混雜之調」であるため、「勘定立簡易ニ見解安き様」刷新すること、②大館へ拏座を設置すること、③「御材木役勤形申渡書」・「御勘定調役へ御勘定立被相改候ニ付心得形被仰渡方」の案文について、④御材木役・御材木役物書・吟味役物書・御藏元に与える合力の数量、⑤「拙者」介川は木山方吟味役小野崎又兵衛と能代木山を見分し、大館・能代で「品々取調」をする予定であること、⑥今年の小羽杣出しは六か所で五二〇万枚を予定し、従来通り「触山」と呼ばれる入札請負制を採用したこと、⑦寸甫については今年の払い下げ高に基

づいて追つて検討することの七点である。

ここでは、特に②について詳しく検討しておきたい。上申では、まず

「是迄大館ニ而材木・小羽之払者下代共朝之内罷越、取計、昼夜罷帰候事故、

其後求申度もの候とも難相弁ニ付自然盜伐小羽等相求候事ニ相聞、尚曲も
の木等ハ一円盜ものニ而弁候様ニ相聞候」とあるように、従来の大館にお

ける材木・小羽の払い下げは、能代下代が朝派遣されて昼夜には帰つてしま
うので、その後希望者がいても払い下げを受けられず、自然と「盜伐」し
た小羽を求めるようになり、特に曲物の材料などは全て「盜伐」によつて
弁用していると指摘される。介川は、「盜伐ニ候得者猥ニ問込等いたし、不
容易山本之費ニ相成候」と述べ、「盜伐」はむやみに「問込」などをして
立木を傷付け、重大な森林資源の浪費に繋がると考えていた。そこで、藩
が充分に払い下げをすれば希望者も便利であるとし、「大館へ払座被相居
不申候得者不相成」と、大館への払座設置を主張する。そして、払座の担
当役人として、大館配属の給人である大館給人のうち小泉約治と田村要兵
衛の二人を林取立役加勢に任命するよう提案している。

このように同一日に家老へ上申された内容には、同二月の木山方吟味
役による献策の内容が積極的に盛り込まれていた。①の勘定方式の刷新
や、②の大館への払座設置は前章で詳述した通りであるが、③の「御材木
役勤形申渡書」の案文も、同書の第七条において別紙で提出するとされた
「御材木役へ被仰渡大旨」案を元にしていると考えられる。以上の上申内
容は、「右之通吟味役調申出候趣ニより申合候段申上候所、悉く被御聞置
候」とあるように、家老に全て承認された。⁽⁴⁶⁾この木山方吟味役による改革
案の献策は、先述した木山方吟味役小野崎又兵衛の報告書とあわせて、能
代木山における林政改革の前提となつていたのである。

五 改革執行を担う役人の職務と役割

(二) 勘定方式の刷新と御材木役

本章では、前章で決定された改革内容を実際に執行する役人のうち、特
に御材木役と大館林取立役加勢を取り上げ、その職務と役割を明らかにす
る。まず、能代木山役所に配置された御材木役について検討したい。

文化八年(一八一二)二月、久保田へ出府した御材木役鈴木直之丞・益子精
一郎の兩人に対し、家老に承認された案文に基づく一二か条の職務規程が
申し渡された。⁽⁴⁷⁾一二か条の内容を整理した表3によれば、御材木役は主に
木材・小羽などの「請払」、つまり買い上げ・払い下げの業務と、それに
関わる勘定の取り纏めを担当する役職であった。

職務規程で特に重要なのは、第一条と第一二条である。まず
第一条では、木山方吟味役の献策通り、勘定方式は「古例」に執着せずに
久保田御材木役の勘定方式に準じて改めるよう命じられた。そして、新し
い勘定方式の「雛形」を渡すので、遗漏があれば二ノ丸の勘定所へ伺い出

るよう求められた。

この点に関連して、同二月には勘定奉行に対し、配下の勘定調役人へ命
じるようにと、五か条の内容が申し渡されている。⁽⁴⁸⁾その第一条では、「右
役(御材木役)より伺等申出候ハ、一軀御勘定立簡易ニ、指出方勞煩無^ニ之様ニ
被成度御趣意ニ候間、右之心得を以宜可被致指図候」とあるように、御材
木役より勘定の取り纏め方について伺いがあれば、簡易で労煩のないよう

にという改正趣旨に則して指示するよう定められた。

表3 能代木山方御材木役の職務規定(文化8年2月)

箇条	主な内容
1	今年3月～来年2月の「請払」担当を命じる。「古例」を改め、久保田御材木役の勘定方式に準じること。
2	昨冬能代方で入しした諸材木が今夏より納入されるので、「受払」を命じる。
3	久保田御材木場へ廻送する小羽は、樋口弁蔵が御払いを受けて久保田御材木役へ売る形式を改め、能代方が川尻村まで届けて進藤嘉兵衛に海上輸送させ、上納後久保田御材木役より「請留」を提出させて代銭は追って納入させる方式とする。
4	従来の「請払」では現在通用していない銀目を用いてきたが改める。
5	請負を命じた御材木・小羽の上納手続きについて。
6	御材木・小羽の払い下げでは手形へ御用判を押印すること。勘定を纏める際には材木・小羽に分類して寸法ごと記入し、その帳面へ御勘定所の末書を受けて提出すること。この際に手形の御用判は「御消判」すること。
7	金銀銭の御払いでは手形へ御用判を押印すること。内容を分類して手形の文言も記入し、その帳面へ御勘定所の末書を受けて手形ごと提出すること。
8	鶴形御番所では木山方「無役御証拠」と林取立役「送り極印書付」に基づき筏木数を調べる。「書付」は御番所で保管し、「御証拠」は能代木山方へ返すので、これに基づき材木・小羽を受け取って寸間を改めること。全て到着後、総数を鶴形御番人へ照会すること。
9	御材木・小羽の「御直段定帳」は追って渡す。
10	山中「無主木・押木」などは、従来通り御勘定所の証拠を提出すること。
11	御材木の「請払」は「旧染」に執着せず、諸事「出情」すること。
12	勘定は来年4月に1人が久保田へ出府し、二ノ丸御勘定所へ提出すること。

出典：「能代木山方御材木役江同断(被仰渡一引用者註)之事」(「能代木山方以來覚」6-2)より作成。

〔史料3〕

次に、御材木役の職務規程の第一一条を引用する。

一、於能代御材木請払之儀各及見聞候通ニ候処、於木山方御取扱被成候上者旧染ニ不相泥諸事心を用ひ出情可相勤候、猶御入付を始御払方等ニ付御損益ニ相抱候儀も有之候ハ、無覆藏詰合吟味迄可申聞、御材木納候節積立並御払之節便易之儀も有之候ハ、是又無覆藏可申聞候、猶御材木御払之節能代一郷を始諸向労煩無之様ニ可被取扱候本史料によれば、従来能代方が扱つた御材木の「請払」方法は「旧染」であり、これに執着せずに出精するよう指示された。また、藩営材木・小羽生産における場所や数量の指示をはじめ、払い下げに至るまで、損益に関わることがあれば能代木山役所詰合の木山方吟味役へ申し出るよう命じられた。また、材木の納入や払い下げについて簡易な方法があれば、これも申し出るよう求め、払い下げにあたつて能代町や諸方面へ労煩のないよう定めている。

このように御材木役は、改革内容として決定された勘定方式の刷新と効率化を実際に担う立場にあり、さらには「御入付」などについても、「旧染」に執着せずに有益かつ簡易な方法を提案・遂行することが求められたのである。⁽⁵⁰⁾

(二) 「徒」の抑止と大館林取立役加勢

本節では、大館への払座(御払所)⁽⁵¹⁾設置に伴つて新たに任命された、大館林取立役加勢の職務と役割を明らかにする。

務規程が定められた。⁵²⁾ 一三か条の内容を整理した表4によれば、大館林取立役加勢は、材木・小羽の「請払」業務を遂行し、町や周辺村々の需要に応えるとともに、それに関わる勘定の取り纏めを担当した。以下では、主要な条文を取り上げて、大館林取立役加勢に求められた役割を詳しくみていきたい。

まず、大館御払所設置の目的と大館林取立役加勢の役割が端的に示された第一条によれば、「御払処被居置候儀者全く徒榎出売買之木品御指留、自然木山御取立之御旨意候間、一郷者勿論近村共ニ受取方之者勞煩無之様可被取扱候」とあるように、大館御払所の設置は、「徒」による材木・小羽などの密売買を停止し、森林資源を繁茂させることが目的なので、払い下げを受ける者が労煩のないよう求められた。この点について第二条では、払い下げ日は一か月に九度位と定められ、基本的に約三日に一日は払い下げが受けられるようになっていた。⁵³⁾ さらに同条の但書には、「指掛け候入用二而請取方之もの申出候ハ、御渡日之外たりとも臨時可被相渡候」とあり、至急必要な者がいれば、規定の日以外でも臨時に払い下げるよう命じている。従来は、日時が限定されていたために充分需要に応えられず、「徒」が頻発したという木山方吟味役の主張を踏まえ、払い下げ希望者に便宜を図っている。また第四条でも、木山方吟味役の提案通り、大館の諸細工人が必要とする材料を追々榎出しして支給する旨が示された。⁵⁴⁾

次に第一〇条は、「請払」について「臨時難決次第」があれば、能代木山役所に詰めている木山方吟味役に報告するよう定めている。実際の「請払」業務では、規定だけでは対応できない事項も少なくないであろう。その際、大館御払所から逐一久保田へ伺い出していくは非効率であり、大館御払所の役割を充分に果たせない。臨時の問題事項については、能代木山役

表4 大館林取立役加勢の職務規定(文化8年2月)

箇条	主な内容
1	大館へ御払所を設置し材木・小羽を年中払い下げる所以、「請払」担当を命じる。
2	従来は能代方で榎出した材木・小羽の一部を大館で払い下げ、「請払」は能代方へ纏めてきたが、今後は「請払」を分離する。小羽・材木の「字付」なども従来の方法に執着せず、新しい勘定の雛形を渡すので理解できない点は伺い出すること。
3	材木・小羽は、手形を提出させて代銭を受け取ってから渡すこと。
4	諸細工人が必要な木品は追々榎出して渡すので、意見を申し出ること。
5	今年は能代方で榎出した材木を渡す。1か年の払い下げ予定量を報告すること。
6	小羽は、充分な量の長小羽を用意できないので、節間や伐株から可能な限り短小羽を造材して支給する。家や蔵の大小に応じて払い下げる。
7	百姓の家作では柵小羽使用は禁止であるが、阿仁・比内辺りでは心得違いの者がいる。新規家作は萱葺・短尺小羽葺とするよう命じるので、払い下げ希望者へ「柵家」は禁止の旨を申し諭した上で、小耗小羽・短小羽を払い下げる。
8	十二所・扇田村へは御払所を設置しないので、材木・小羽を渡すこと。
9	杉皮の「私之売買」は厳禁なので、吟味すること。
10	「請払」で「臨時難決次第」があれば、能代詰合の木山方吟味役へ報告すること。
11	払い下げ日は1か月に9度位とする。ただし、至急必要な者がいれば、払い下げ日以外でも臨時に払い下げる。
12	払い下げ方法をはじめ、榎出しの善悪による損益や「木山取立」(森林資源を繁茂させること)などについて提案があれば申し出ること。
13	勘定は年々2月中に取り纏めて3月初旬までに木山方吟味役へ提出すること。

出典：「大館林役加勢江同断(被仰渡一引用者註)之事」(「能代木山方以来覚」6-4)より作成。

所詰合の木山方吟味役に報告するという規定は、大館御払所の実際の運営を考慮した点で重要である。

このほか第一二一条では、「御払方を始、柵出し之善惡ニ寄り御損益ニも相係候儀、又者木山取立等之儀、心付之筋も候ハ、無覆藏可申聞候」とあるように、払い下げ方法をはじめ、柵出しの善惡による損益や森林資源を繁茂させることなどについて提案があれば、申し出るよう命じている。

このように大館林取立役加勢には、大館御払所に詰め、町や周辺村々の需要に応じて材木や小羽を払い下げて「徒」を抑止し、特に米代川上流域における能代木山の保護・育成を図ることが求められたのである。御材木役と大館林取立役加勢は、木山方吟味役によつて献策され、木山掛奉行と家老の検討を経て決定された改革案を執行する上で、特に重要な役割を担つていた。

六 木山掛奉行介川東馬による改革の現地差配

(二) 介川東馬の「下筋木山巡山」

前章までの検討により、能代木山の林政改革において、能代に能代木山役所、大館に御払所が設置されることが決定され、配置される役人もそれぞれ任命されて、職務規程が定められた。以上の過程を経た文化八年(一八一〇)二月二十四日には、同一日に家老へ上申した通り、木山掛奉行介川東馬が木山方吟味役小野崎又兵衛を引き連れて、自ら能代木山をはじめとする下筋の森林資源の実地踏査と、大館・能代における改革の現地差配に出発した。⁽⁵⁵⁾ 実地踏査と現地差配は、閏二月をまたいで三月二八日に久

保田へ帰着するまでの約二か月間にわたり、その間の行動と得られた知見を、介川は「下筋木山巡山日記」として詳細に纏めている。⁽⁵⁶⁾

同三月二八日に久保田へ帰着した介川は、翌二九日に登城して家老へ「下筋木山巡山」の概要を次のように報告した。

〔史料4〕

一、四ツ時登 城、罷帰候趣御評定所へ御届候上御政務所へ罷出、御用番小野崎庄九郎殿・御列席疋田斎殿御逢、廻山向御用之趣大抵申

上候、尚近々可申上候段申上置

一、山々段々廻山之様子之事、木立之盛衰之考、先年よりハ八、

九分通伐尽ニ相成之事

一、近年取締、植立等多く相成候ニ付、夫々賞等申渡之事

一、山所ニより新ニ留山ニいたし、又郷中備林等ニ申渡之事

一、於大館担之事、於能代担之事

一、小羽中勘井直段定等担之事

右等之事、凡ニ申上置⁽⁵⁸⁾

本史料によれば、介川は「下筋木山巡山」の成果を、①森林資源の現況を調査して「先年」よりは「八、九分通伐尽」であること、②植林が増加しているのでそれぞれ褒賞したこと、③適宜「留山」と称して伐採の停止を命じたり、村方の「備林」などに命じたりしたこと、④大館と能代で御用を遂行したこと、⑤藩営小羽生産の請負における「中勘」の開札や値段などを決定したことの五点に集約している。介川の「下筋木山巡山」は、森林資源の現況や植林の進捗状況などを実地踏査し、必要に応じて植林を褒賞したり、「留山」や村方の「備林」を設定したりするなど、その後の能代木山における森林資源の保護・育成策を推進していく前提となつた点

でも大きな意義を持つ。しかし、介川による「下筋木山巡山」の内容は膨大であるため、右の点については別稿を期し、次節以降では特に④の内容について分析を加え、本稿がこれまで明らかにしてきた林政改革の展開において、介川の大館・能代逗留がどのような意義を持ったのかを考察したい。

(二) 大館逗留中における改革の差配

介川東馬の大館逗留期間は、文化八年(一八一〇)閏二月二十四日から同晦日までの七日間である。⁽⁶⁰⁾ 介川は同二四日に大館に到着すると、同日中に大館林取立役加勢の田村要兵衛と小泉豹治へ「勤方之書付」と「御勘定立雛形」を小野崎又兵衛を通じて渡している。⁽⁶¹⁾ 「勤方之書付」については、前章で検討したものを指すとも考えられるが不明である。

同二七日には、下タ町の大黒屋与五左衛門を大館御払所の御藏元に任命した。⁽⁶²⁾ 年月は不明であるが、与五左衛門に宛てられた六か条の申し渡しによれば、御藏元は大館林取立役加勢の指図を受け、御払所の役所は追々設置するが、当面は与五左衛門の居宅を借り上げて御用を遂行するよう命じられた。主な業務内容については、第四条に「御払日者二月より十一月迄月々三・六・九与九ヶ度ニ被定置候、役人出勤相渡候間其方手元ニ而も請払帳面ニ記、御払代錢受取、右メ高を以毎日通ヒ帳面ニ載印形致、役人手元江指出可申候」とあるように、払い下げ日を二月から一月までの三・六・九の日とするので、大館林取立役加勢が材木などを払い下げる際には与五左衛門の方でも帳面に記録し、代錢を受け取り、毎日の合計額を帳面に纏めて印形し、大館林取立役加勢へ提出するよう求められた。

翌二八日には、大館町の肝煎を通じて、檜物細工人らへ次のような内容を申し渡した。

〔史料5〕

一、当所ニ而用ひ候細工木、是迄ハ徒伐を求候而弁候ニ付、向後御払之事ニいたし、大館町肝煎へ左之通書付相渡、向々へ為申渡候

大館町

檜もの細工人へ

細工木品、今年より於御材木御払所被相渡候ニ付申受度ものハ同所へ可願出候、因而私之売買猶嚴ニ被相禁候、万一徒伐木等売買いたし候もの於有之ハ、徒ものハ不及申買手迄も急度無調法可被仰付候條、仲伴互ニ遂吟味、心得違無之様可致候、若仲伴之外たりとも右様不埒之もの見當於申出ハ御賞可被成下候間、此旨可相心得候

未閏二月⁽⁶⁴⁾

本史料によれば、細工に用いる材料は、今年から御払所で払い下げるの⁽⁶⁵⁾で、希望者は願い出るよう命じられた。一方で、「私之売買」を再度厳禁⁽⁶⁶⁾とし、「徒」による売買が発覚した場合には、「徒」に及んだ者だけでなく購入した者も罰するので、仲間で互いに吟味するよう定めていた。

さらに翌二九日には、大館下タ町の明屋敷を、御払所の小羽藏・御材木土場として利用することを決定した。⁽⁶⁷⁾

(三) 能代逗留中における改革の差配

介川東馬の能代逗留期間は、文化八年(一八一〇)三月一一日から同二四日までの一四日間である。⁽⁶⁸⁾ 同一三日、介川は小野崎又兵衛、及び御材木役

の鈴木直之丞・益子精一郎、吟味役物書の宇野礼蔵⁽⁶⁹⁾、御材木役物書の金沢

亀太郎・宇野万三郎などとともに上浜に所在した御材木場を見分した上、能代木山役所の普請予定地を見分・決定し、繩張を指示した。同日には下浜に所在した木場も見分した。⁽⁷⁰⁾

また同日には、材木値段について、木山方吟味役による献策の通り、従来の位付けから久保田同様の位付けに改め、加えて「久保田直段之一割増之事」に申し合わせた。⁽⁶⁸⁾勘定に関連しては、同一四日に村井久太郎を木山方御藏元に命じている。⁽⁶⁹⁾

同一四日には、能代下代の村井東左衛門と柳谷兵九郎へ、「於木山方男鹿へ植立方取扱被仰付候」と、木山方による男鹿山への植林を担当するよう命じた。その際、同じく能代下代で木山方吟味役物書に任命されていた宇野勇蔵⁽⁷⁰⁾と、能代下代で木山方御材木役物書に任命されていた金沢亀太郎へも、男鹿山への植林について村井と柳谷へ「助力」するよう命じられた。この背景には、「根源男鹿植立之義、右四人より申上候砌も有之」とあるように、従来の男鹿山への植林は四人の提案によるもので、四人は「是迄於能代方も植立」してきたことがあつた。⁽⁷⁰⁾

同一四日には、従来通り工藤仁兵衛を山本郡木宿に、越前屋富五郎を阿仁・比内木宿に命じた。⁽⁷¹⁾木宿は、村々が材木・小羽の請負の「中勘」を提出するなど、木山方の御用で能代へ参上する際に宿泊する宿であつた。⁽⁷²⁾また、木宿はかつて「山子宿」と呼ばれ、材木を川下げした際にも肝煎らが宿泊したという。⁽⁷³⁾さらに、先述した小野崎の報告書によれば、木宿は「日雇頭」を手先として材木の納入などにも携わつており、藩営の材木・小羽生産に一定の役割を果たしていたことが窺われる。なお、「中勘」の提出に関連して、同一六日には介川と小野崎が小羽の「中勘」入札の開札に携

わり、合計五二〇万枚の請負を決定した。⁽⁷⁴⁾

翌一七日になると、御材木役の益子精一郎と御材木役物書の金沢亀太郎に対して、能代木山役所の「御普請御用懸」を命じた。⁽⁷⁵⁾

さらに同一九日には、能代町に対し、従来「地払」代は現在通用していない銀目を用いていたが改めること、値段は能代木山役所へ張り出すので希望者は申し出ること、払い下げ日は毎月三日・六日・九日・一二日・一六日・一九日・二三日・二九日の八日であることが、能代方を通じて申し渡された。⁽⁷⁶⁾

同日には、従来材木の「沖払」に携わってきた能代問屋に対しても、申し渡しがなされた。「沖払」は、今年より木山方で担当すると伝えた上で、下浜へ納入する材木については「是迄之通其方共へ被預置候」と述べ、入念に取り計らうこと、払い下げ日を定めたが、差し支えがあれば御材木役へ申し出ること、払い下げ代の上納は従来通りとすることが命じられた。⁽⁷⁷⁾先述したように、能代木山の木山方移管によつて、材木などの「沖払」「地払」は木山方が管掌することになつており、介川はそれを実行するための体制を整備したのである。

このように、介川の「下筋木山巡山」における大館・能代逗留は、大館御払所と能代木山役所の設置や、第三章で検討した木山方吟味役による献策、「沖払」・「地払」などに関する諸改革を、現地で差配・実行した点において重要なである。

七 能代木山における林政執行体制の整備

(一) 能代木山役所の完成と物書の役割

文化八年(一八一二)六月二二日、進められていた能代木山役所の普請が完了した。⁸⁰⁾ 同二四日には、奉行座敷において、木山掛奉行から諸役人などへ移徙祝儀の切熨斗鮑と御酒が与えられた。⁸¹⁾ この式の出席者を列挙すると、

詰合の木山方吟味役磯部久右衛門・大窪部、御材木役鈴木直之丞・益子精一郎、木山方吟味役物書宇野勇藏^(札藏)、御材木役物書宇野万三郎・金沢亀太郎のほか、御藏元村井久太郎、問屋伊勢屋新三郎・谷内孫左衛門・清水九兵衛・小玉丸右衛門・越後屋多郎右衛門、木宿工藤仁兵衛・越後屋富五郎などである。木山方吟味役・御材木役・両物書に加え、金錢の出納を担当した御藏元や、「沖払」に携わった問屋、村々が木山方の御用で能代へ参上した際の宿であり、藩営材木・小羽生産にも一定の役割を果たしていた木宿などが出席していた。以上の面々が、木山方の整備した、能代における林政執行体制の主要構成員と考えられる。

以後、本体制で能代における林政は執行されていくが、早くも同八年一月には、能代木山役所に詰めていた木山方吟味役賀藤清右衛門から、そ

の問題点が報告された。⁸²⁾ 報告を受けたのは木山掛奉行であろう。賀藤は、御材木役が「至而御勘定不案内」であると述べた上で、「御物書之事ニ仕候而者連年諸勘定手ニ掛ケ候者共ニ而一体之取請・算筆共ニ能御座候、御材木役之事ニ仕候而者無休日暮迄取掛候得共一円不案内ニ而取纏候事も跡戻致候様ニ御座候」とあるように、物書は從来から諸勘定を取り纏めてきたた

め、職務遂行能力が高いが、一方の御材木役はなかなか勘定を取り纏められないという状況を報告した。そこで賀藤は、今年は改革を開始したばかりの大切な時期であり、「御改正之砌ニ而品种々混雜之筋」もあるといった理由から、御材木役を一人増員するか、物書へ「手伝役」を命じるよう提案した。改革にあたって新たに能代給人から任命された御材木役が、勘定の取り纏めに苦心する一方で、従来能代木山における林政・林業の実務を担つてきた能代下代から選出・任命された物書は、その能力と経験から、物書の職務を充分に遂行できていたことが窺われる。

こうした賀藤の報告に対し、藩は御材木役物書に御材木役の「手伝」をさせるることを決定した。⁸³⁾ そして翌九年四月一四日には、木山掛奉行介川東馬が能代へ赴き、御材木役物書の宇野万三郎・金沢亀太郎に対して、「御材木役御勘定手伝」を命じたことに対する合力を与えた。⁸⁴⁾

(二) 大館御材木場役所の新設と役人の増員

賀藤による林政執行体制の問題点の指摘は、大館御払所にも及んだ。⁸⁵⁾ 大館御払所を文化八年(一八一二)九月に見分した賀藤は、その状況を「角館御払方三増倍」と評し、役人を一人増員するか、物書を一人配属することを提案している。

また賀藤は、御払所が手狭であり、生垣を巡らした程度で堅固な造りでもなく、細工人へ支給する材料の置き場所もないため、外に置いておいた分が盗まれるという状況もあわせて報告し、柵を巡らしたいと主張した。賀藤は、「北比内御留山御取防之根源ハ、全大館江御払所永続被居置候ニ可有之候」と述べるように、北比内の御留山を「徒」から防ぐ最も根本的

な方策は、大館御払所の永続設置であると考えていたのである。さらに、大館御払所がその役割を全うできれば、小雪沢へ「徒」を防ぐために配置している定番を廃止でき、その分支出を抑制できると指摘した。

こうした賀藤の報告を受け、同一一月、介川らは大館御払所を永続設置すべきであり、「役所不被建置候へハ不相成」との見解を示した。賀藤が柵の設置だけを提案したのに対し、改めて役所の設置が検討された理由には、介川が「幸同所(大館)御藏^(元)本大黒屋与五左衛門と申もの、右入料差上御普請仕度内々吟味役迄申出」と記すように、御藏元を勤めていた大黒屋与五左衛門から、自己資金で役所を普請する提案があつたことが大きいと考えられる。さらに介川らは、大館林取立役加勢が二人だけでは人員不足なので一人増員し、代わりに小雪沢へ配置してきた定番を廃止すればよいと、賀藤の提案に沿つた形で申し合わせた。⁽⁸⁶⁾ そして同一一月二三日、介川は以上の内容を家老へ上申し、承認を得た。⁽⁸⁷⁾

そこで翌九年二月には、役所の設置にあたって、地形の見分と役所普請

の指示などのため賀藤が派遣され⁽⁸⁸⁾、六月一二日には大館御材木場役所の普請完了に伴い、「御用懸」を褒賞した。⁽⁹⁰⁾ この間、大館給人の根本吉兵衛が大館林取立役加勢に任命され、大館林取立役加勢は合計三人となつた。⁽⁹¹⁾ 以上のように、木山方は文化七年一〇月の移管から同九年にかけて、能代木山の林政を執行するための体制を整備した。こうした体制が、以後の能代木山における林政執行と木材・小羽生産の基盤となつていくのである。

おわりに

本稿では、秋田藩が文化期(一八〇四~一八)以降領内全体を対象に実施

し、藩林政最大の画期となつた一九世紀の林政改革が、藩営用材林の「能代木山」においてどのように進められたのかについて、特に林政執行体制の整備を中心に解明してきた。最後に、本稿の内容を整理した上で、能代木山における林政執行体制の特徴について考察する。

文化七年一二月、木山方吟味役小野崎又兵衛の報告に基づき、能代への能代木山役所新設が決定されると、翌八年二月一日には、同役所に配置される役人が具体的に選出・任命された。

同じく二月には、木山方吟味役から能代木山の改革案を記した伺書が提出された。その要点は、①能代木山役所の普請、②勘定方式の刷新と効率化、③大館周辺への払座設置、④森林資源の集約的利用の四点である。この伺書に基づき、木山掛奉行の金易右衛門・伊藤直記・介川東馬と木山方吟味役らは、同二月八日に能代木山の改革案などを申し合わせた。その内容は、同一日に家老へ上申され、全て承認された。

こうして決定された改革内容を執行する役人としては、御材木役と大館林取立役加勢が重要であった。御材木役は、勘定方式の刷新と効率化を実際に担う立場にあり、大館林取立役加勢は、大館御払所に詰め、町や周辺村々の需要に応じて木材や小羽を払い下げて「徒」を抑止し、特に米代川上流域における能代木山の保護・育成を図る役割を担っていた。

以上の過程を経た同二月二四日、介川は小野崎を引き連れて、能代木山をはじめとする下筋の森林資源の実地踏査と、大館・能代における改革の現地差配に出発した。介川の大館・能代逗留は、大館御払所と能代木山役所の設置や、第三章で検討した木山方吟味役による献策、「沖払」・「地払」などに関する諸改革を、現地で差配・実行した点において重要であった。

て実行される能代木山の林政改革の前提となつた。

同八年六月には、能代木山役所が完成した。以後、能代木山役所において林政が進められていくが、同一一月には、御材木役だけでは円滑に勘定を取り纏められない状況が報告され、御材木役物書が勘定を手伝うよう命じられた。また大館御払所は、払い下げが大量で、当初の設備や人員では充分に御払所の役割を果たせないとの認識から、大館御材木場役所が新設

され、大館林取立役加勢も増員された。

こうして整備された、能代木山における木山方の林政執行体制を、表5に整理した。その特徴は、第一に久保田の木山方が直接林政を管掌するのではなく、地方部局として能代に能代木山役所を設置し、基本的には同役所を中心に林政を執行する体制を整備した点である。この施策は、小野崎が指摘するように、能代木山の林政改革と、その後の林政を円滑に遂行していく上で合理的なものであつた。

第二に、体制の整備が、具体的な改革内容の決定を伴いながら、比較的速やかに進められた点である。この点については、特に小野崎をはじめとした木山方吟味役による従来の林政・林業の調査と、それに基づいた改革案の献策が重要な意義を持つた。また、その背景には、既に文化二年から、上筋の山林を主な対象にして、林政改革が進められていたこともあつたろう。上筋の山林と能代木山では、森林資源利用のあり方は大きく異なるものの、角館御材木場を参考にした大館御払所の設置を考慮すると、文化二年の改革開始以来、木山方を中心に議論されてきた内容は、能代木山における改革内容の検討・決定にも一定の役割を果たしたと考えられる。

表5 能代木山における木山方の主な林政執行体制(文化8~9年頃)

拠点(役所)	役職名など	名前	備考
能代 (能代木山役所)	木山方吟味役	磯部久衛門 大窪部	—
	御材木役	益子精一郎 鈴木直之丞	能代給人 能代給人
	木山方吟味役物書	宇野礼藏(勇藏)	能代下代
	木山方吟味役物書加勢	吉田貞藏	能代下代
	御材木役物書 (御材木役御勘定手伝)	金沢亀太郎 宇野万三郎	能代下代 能代下代
	御藏元	村井久太郎 畠半六	能代奉行以来 —
	問屋	伊勢屋新三郎 清水九兵衛 谷内孫左衛門 越後屋太郎右衛門 小玉九右衛門	能代奉行以来 能代奉行以来 能代奉行以来 能代奉行以来 —
	木宿	工藤仁兵衛 越前屋富五郎	能代奉行以来 能代奉行以来
大館 (大館御払所→ 御材木場役所)	大館林取立役加勢	小泉豹治 田村要兵衛 根本吉兵衛	大館給人 大館給人 大館給人
	御藏元	大黒屋与五左衛門	能代奉行以来
鶴形 (鶴形御番所)	鶴形御番人	—	—
—	林取立役	—	—
	能代下代 (材木流送の手配)	—	能代奉行以来
	御山守	—	能代奉行以来

出典：本稿の分析より作成。

註：不明な点や該当しない点は—で示した。備考欄の「能代奉行以来」は、能代奉行支配中より継続して任命されたことを表す。

第三に、能代奉行支配中に重要な役割を果たしていた人物が活用されている点である。木山方吟味役が久保田から交代で詰めたり、御材木役が新たに任命されたりする一方で、能代奉行支配中に実務を担当していた能代下代が物書として登用されたり、御藏元や問屋、木宿、御山守などが

継続して用いられたりした。改革にあたつて人事を刷新しつつも、従来能代木山の林政・林業に携わってきた人材に蓄積された知識や手腕、技能、経験を活用する意図が窺われる所以である。森林資源は生物資源であり、その管理・経営には超長期的な視野が必要となる。同時に、伐木から搬出までの過程でも、森林資源の性質や河川の水量など、自然に対する適切な知識が不可欠である。さらに、森林資源から生産される林産物は、材種・寸法などが多種多様であり、それだけ「請払」や勘定の取り纏めも複雑である。こうした知識や技能は、経験に基づくところが多分であり、それを他人に伝達することは容易ではないであろう。新しく習得しようとしても、長い時間がかかる。能代木山の改革にあたり、木山方が林政を執行するための体制を整備するなかで、能代下代をはじめとする従来の林政・林業に重要な役割を果たしてきた人材を活用した点は、極めて合理的であった。

(3) 材木は丸太材や角材などを、小羽は屋根葺き用の薄い板材を指す。能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』(能代木材産業連合会、一九七九年)、三〇一頁によれば、小羽には厚小羽・薄小羽・小耗小羽・極小羽の四種類がある。

(4)

月居忠熙『秋田藩林制正誌』(月居忠熙、一九〇五年)。

(5)

服部希信「秋田藩の部分林制度の成立に就て」(『日本林学会誌』第一八卷第六号、一九三六年)、同「秋田藩の部分林制度」(『経済史研究』第一七卷第五号、一九三七年)、同「秋田藩の森林利用制限策」(『経済史研究』第一八卷第三号、一九三七年)、同「秋田藩の森林産物専売制」(『経済史研究』第一九卷第五号、一九三八年)など。のちに同『林業経済研究』(西ヶ原刊行会、一九四〇年、地球出版社より一九六七年に復刊)に収録。

(6) 岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』(興林会、一九三九年)。

(7)

村井英夫・高橋秀夫「秋田の杉」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』三

東北地方篇)東京大学出版会、一九六〇年)。

(8)

秋田県編『秋田県史 第二卷 近世編上』(秋田県、一九六四年)。

(9)

秋田県編『秋田県史 第三卷 近世編下』(秋田県、一九六五年)。

(10)

秋田県編『秋田県林業史 上巻』(秋田県、一九七三年)。

(1) 秋田藩の水野目林については、遠藤安太郎編『日本山林史 保護林篇上』(日本山林史刊行会、一九三四年)、七一九～七三〇頁、遠藤安太郎編『山林史上より観たる東北文化之研究』(日本山林史研究会、一九三八年)、二二五～二三五頁、村井英夫『秋田藩林野史研究序説』(村井英夫、一九五九年)、二七一～三〇頁、秋田県編『秋田県史 第二卷 近世編上』(秋田県、一九六四年)、四八五～四八九頁が重要である。なお、芳賀和樹『水土保全の施策』(徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』東京堂出版、二〇一二年)、一二六、一二八頁では、これらの研究を元にして秋田藩の水野目林について若干の解説を加えている。

(2) 銅山掛山については、芳賀和樹『近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産－直釜の構造とその変容－』(徳川林政史研究所『研究紀要』第四五号、二〇一一年)、芳賀和樹『近世阿仁銅山炭木山の森林經營計画－天保一四年炭番山線を中心』(『林業経済』七五六、二〇一一年)を参照。

解説などが充実している。通史編の刊行が待たれる。

される。

- (14) 芳賀和樹「文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手——木山方吟味役小野崎又兵衛の調査・献策を中心にして」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四六号、二〇一二年)。

- (15) 東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館つくば分館蔵。目録に「十九之巻」を加えた全二〇冊。本稿では「一之巻(請求番号: 分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇二三九一〇〇)、四之巻(請求番号: 分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇二四二一〇〇)、六之巻(請求番号: 分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇二四一〇〇)」を使用。史料引用では「能代木山方以来覚」一之巻一点目を「能代木山方以来覚」一一一のように略記。

- (16) 秋田県公文書館蔵マイクロフィルム。史料番号: 介川一〇一二七。文化元年(安政七年)の一二七冊が伝わっている。本史料は林政史のみならず、藩政史全体を解明する上でも極めて重要である。

- (17) 前掲、芳賀和樹「文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手」。金森正也『藩政改革と地域社会——秋田藩の「寛政」と「天保」』(清文堂、二〇一年)、二六一、二六七~二六八頁によれば、介川東馬は寛政六年に十五歳で学館(藩校)に参考を許され、翌七年には初出仕して大番入り。その後、御用所御物書役などを経て文化元年に副役に昇進。同七年には財用奉行となり、同九年に勘定奉行に就任し(銅山奉行兼常)、その後は江戸・大坂の勤番を数年間勤めた。同十三年に家督を相続して、文政一〇年には一代宿老席を許され、禄高一五〇石。なお、金森氏は学館で育成され輩出されてくる行政集団を「改革派官僚」と捉え、介川をその代表としている。

- (18) 能代奉行については、前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、七一~七四頁。

- (19) 能代下代については、前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、七四~七六頁、前掲、能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』、二六五~二六九頁、古内龍夫「下代系譜考」(『年報能代市史研究』一、一九九二年)、古内龍夫「下代系譜考(二)」(『年報能代市史研究』三、一九九四年)。なお、古内龍夫「下代系譜考(一)」によれば、下代の出自は主に加賀・常陸出身に二分

- (20) 非合法的な伐木や皮剥ぎを指す。文化元年四月一二日「御留山見繼ニツキ能代御役所へ指上候控」(史料番号: 八六七、長岐文書「能代御役所へ指上候控」、秋田県編『秋田県史資料近世編下』秋田県、一九六三年、二七五~二七七頁所収)において、能代木山を保護する責任を負っていた七日市村肝煎甚助らが、「皮はき之儀者青葉山ニ山刀音もなき徒ニ而日暮より背負出候得者いケ様ニ吟味仕候而も見頭申事不相成候」と述べるように、特に皮剥ぎは作業が静かで発覚しにくかった。

- (21) 御山守については、前掲、能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』、二八七頁。

- (22) 前掲、金森正也『藩政改革と地域社会』、一七一~一七五頁。

- (23) 前掲、秋田県編『秋田県林業史上巻』、一六五~一七五頁、前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、八五~九〇頁。

- (24) 寛政期の林政改革については不明な点が多い。その具体的な内容と意義は今後の課題としたい。

- (25) 前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、八五~九〇頁。ただし郡奉行支配下でも、林取立役によって森林資源の保護・育成は図られていた。「郡奉行へ山林取悉皆被相任候砌、林役へ心得形申渡之事」(「木山方以来覚追加」一一二、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館つくば分館蔵、請求番号: 分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇三一六一〇〇)。

- (26) 以下、一九世紀の林政改革については、芳賀和樹・加藤衛拡「一九世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」(『林業経済研究』五七(3)、二〇一二年)。

- (27) 以下、能代木山における林政改革への着手については、前掲、芳賀和樹「文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手」。

- (28) 先年、能代木山で番山線に組み込まれていた山林は、長木沢・下内沢・岩瀬沢・早口沢・前山沢・今泉沢・羽根山沢・小阿仁山・小掛山・田代山・濁川山・母体山・藤琴山・男鹿山(図1・2の一四ヵ所であるが、このうち八ヵ所は「伐尽」同様、長木沢も「過半伐尽」という状況であった)。

- (29) 前掲、能代市史編さん委員会編『能代市史資料編近世二』、八〇九頁によ

れば、湊から船で移出することを指す。

(30) 前掲、能代市史編さん委員会編『能代市史 資料編 近世一』、五七三頁によれば、能代で商人の求めに応じて売り払うことであり、前掲、能代市史編さん委員会編『能代市史 資料編 近世二』、八〇九頁によれば、御材木場で販売するところが多かったという。

(31) 介川一五「文化八辛未年従正月至二月廿三日 日記 五十五」、正月一四日条に所収。

(32) 大きな変化は、第四条・第六条・第七条が削除され、能代下代を木山方で召し使う場合、合力は木山方で支給するという条項が追加された点である。

(33) 介川一四「文化七午年十一月十二月 日記 五十四」、一二月一八日条に所収。なお、以下の史料引用における読点・並列点・丸括弧内の記述は引用者による。

(34) 第七章で述べるように、文化八年六月二十四日には、能代木山役所に木山方吟味役が二人詰めているので、その後二人に増員されたようである。

(35) 前掲、介川一五、二月一日条。

(36) 「小野崎又兵衛、能代御材木方取調伺之事」(『能代木山方以来覚』一一二)の奥書のように、木山方吟味役物書に任命された能代下代を「宇野勇藏」と記す史料もある。また、このほかにも「宇野礼藏」と「宇野勇藏」が、同一人物として扱われている史料がある(介川一七「文化八未三月朔日ヨリ廿九日マテ 下筋木山巡山日記 五十七」、三月一四日条)。よって本稿の記述では、まず典拠史料の記載を尊重した上で、「勇藏」あるいは「礼藏」と丸括弧で付記した。

(37) 「役所立方、御材木請払勘定立并大館御払場取扱、其外袖入等之大略伺之事」(『能代木山方以来覚』一一三)。

(38) 鈴木解雄「秋田藩における大木屋の組織について」(『日本建築学会研究報告』第五二号、一九五九年)、永井康雄「秋田藩の作事組織について」(『日本建築学会計画系論文集』第四六〇号、一九九四年)。永井氏によれば、大木屋の基礎が確立するのは元禄期であるという。

(39) 前掲、芳賀和樹「文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手」、表2の第二七条。

(40) 前掲、「小野崎又兵衛、能代御材木方取調伺之事」、第二九条。

(41) 前掲、岩崎直人「秋田杉林の成立並に更新に關する研究」、一六三)一七五頁、前掲、「秋田県林業史 上巻」、二〇四~二一四頁。

(42) 「徒」に対し、払座を設置して町や村々の需要に応えることが提案される一方で、伺書では村方における森林資源利用の制限にも言及されている(第二六条・第二七条・第二八条)。

(43) 長岐喜代次「長木沢の国有林と矢立峠の保護林」(『火内』四号、一九七三年)。

(44) 前掲、介川一五、二月八日条。

(45) 前掲、介川一五、二月一一日条。

(46) 前掲、介川一五、二月一日条。

(47) 前掲、介川一五、二月一三日条では一三日、「能代木山方御材木役江同断(被仰渡)之事」(『能代木山方以来覚』六一)では一八日とある。

(48) 前掲、「能代木山方御材木役江同断(被仰渡)之事」。

(49) 「御勘定奉行江被仰渡之事」(『能代木山方以来覚』六一)。

(50) 御材木役の職務に関連して、能代木山の林政を執行する上で、鶴形御番所の御番人も不可欠な存在であった。文化八年二月には、鶴形御番人に対しても、改革にあたつての申し渡しがなされた。「木山方江同断(被仰渡)之事」(『能代木山方以来覚』六一)。

(51) 当初は主に「払座」と呼ばれていたが、設置にあたつて主に「御払所」と呼称されるようになった。

(52) 「大館林役加勢江同断(被仰渡)之事」(『能代木山方以来覚』六一四)。

(53) 第六章で述べるように、払い下げ日は二月から一月までの三・六・九の日であった。

(54) 町や村々の需要に応えることが求められる一方で、森林資源利用の制限についても役割を担わされていた(第七条・第九条)。

(55) 介川一六「文化八年未二月廿四日ヨリ閏二月廿日マテ 下筋木山巡山日記 五十六」、二月一四日条。

(56) 前掲、介川一七、三月二八日条。ただし、日記には誤って「廿七日」と記されている。

(57) 前掲、介川一六、介川一七。

- (58) 前掲、介川一七、三月二九日条。
- (59) 中途勘定のことであり、おおよその見積もりを指す。
- (60) 前掲、介川一六、閏二月二四日条、前掲、介川一七、閏二月晦日条。
- (61) 前掲、介川一六、閏二月二十四日条。
- (62) 前掲、介川一六、閏二月二七日条。
- (63) 「大館町御藏元与五左衛門江同断(被仰渡)之事」(「能代木山方以来覚」六一五)。
- (64) 前掲、介川一六、閏二月二八日条。
- (65) 「大館御払場發端之事」(「能代木山方以来覚」四一一)。
- (66) 前掲、介川一七、三月一一日条、二四日条。
- (67) 前掲、介川一七、三月一三日条。
- (68) 前掲、介川一七、三月一三日条。
- (69) 前掲、介川一七、三月一四日条。
- (70) 前掲、介川一七、三月一四日条。こうした能代下代への植林の命令は、第三章で検討した木山方吟味役による伺書の第二四条(表1)で、植林はしばらく「旧法」に基づくべきであると提案されていることを受けたものと考えられる。また、文化七年一二月二〇日に木山掛奉行が家老へ提出した書付でも、能代下代のなから植林に熟練した者に植立方を申し付ける(第六条)ことが定められている。
- (71) 前掲、介川一七、三月一四日条。
- (72) 前掲、介川一七、三月一四日条。
- (73) 前掲、能代市史編さん委員会編『能代市史 資料編近世一』、二二二二頁。
- (74) 前掲、「小野崎又兵衛、能代御材木方取調伺之事」、第一五条。
- (75) 前掲、介川一七、三月一六日条。
- (76) 前掲、介川一七、三月一七日条。
- (77) 前掲、介川一七、三月一九日条。
- (78) 前掲、能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』、二九六一三一〇頁によれば、「沖払」について、当初「民間に対応する機関」はなかったが、元和五年に越後屋太郎右衛門と菱屋五郎左衛門の二人が「仲立役」に命じられ、御材
- (88) 「同處(大館御材木場)御藏元与五左衛門、自分物入を以役所御普請さし上候事」(「木山方以来覚」五一大館御材木場へ掛け候一色三、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館つくば分館蔵、請求番号：分館一〇六一〇三三一〇〇・平一九農水一〇四九七一〇〇)。
- (89) 「御払所」は、永続設置と役所の普請によって、以後主に「御材木場」と呼ばれるようになる。

(90) 前掲、介川二〇、六月一二日条。

(91) 「根本吉兵衛、林役被仰付候事」(前掲、「木山方以来覚」五一大館御材木場へ
掛り候一色六)。

〔付記〕

史料の閲覧に当たつて、秋田県公文書館の方々にお世話になった。また、本稿の一部は地方史研究協議会二〇一〇年度第六回研究例会と経営史学会関東部会九月例会で口頭報告し、多数の御意見をいただいた。記して御礼申し上げる。本稿は二〇一〇・二〇一三年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究課題「東北地方における地域資源の管理・利用に関する社会史的研究—『国有林史料』を中心に」(研究代表者・筑波大學生命環境系加藤衛拡)および二〇一二年度財團法人上廣倫理財團特定研究・活動助成「歴史学研究の発展に貢献できる若手研究者の育成」の研究成果の一部である。

